

航空法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（本則関係）	1
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（附則第三条関係）	5
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第四条関係）	6

改正案	現行
<p>目次 第一章～第八章（略） 第九章 無人航空機（第三百三十二条―第三百三十二条の三） 第十章 雑則（第三百三十三条―第三百三十七条の四） 第十一章 罰則（第三百三十八条―第三百六十二条） 附則</p> <p>（この法律の目的） 第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。</p> <p>2～21（略） 22 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により</p>	<p>目次 第一章～第八章（略） 第九章 雑則（第三百三十二条―第三百三十七条の四） 第十章 罰則（第三百三十八条―第三百六十二条） 附則</p> <p>（この法律の目的） 第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。</p> <p>2～21（略）</p>

飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

第九章 無人航空機

（飛行の禁止空域）

第三百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

（飛行の方法）

第三百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省

（新規）

（新規）

令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

(捜索、救助等の特例)

第三百三十二条の三 前二条の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

第十章 雑則

(削る)

第十一章 罰則

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第百五十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十二条の規定に違反して、無人航空機を飛行させた者
- 二 第三百三十二条の二第一号から第四号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させた者
- 三 第三百三十二条の二第五号の規定に違反して、無人航空機により同

(新規)

第九章 雑則

第三百三十二条 削除

第十章 罰則

(新規)

四 号の物件を輸送した者
第四百三十二条の二第六号の規定に違反して、無人航空機から物件
を投下した者

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（附則第三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十二条並びに第三百三十二条の二の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条並びに第三百三十一条の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（航空法等の適用除外） 第七條 航空法中第十一條、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第八十九條、第九十條、第三百三十二條、第三百三十二條の二並びに第三百三十四條第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2 8 (略)</p>	<p>（航空法等の適用除外） 第七條 航空法中第十一條、第二十八條第一項及び第二項、第三十四條第二項、第三十八條第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十五條、第六十六條、第八十六條、第八十九條、第九十條並びに第三百三十四條第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2 8 (略)</p>